第十九条の二を次のように改める。

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品）

第十九条の二　法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度（以下「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十三の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税定率法別表（以下「関税率表」という。）第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇六・三〇号の二の㈡及び第〇二〇六・四九号の二の㈡に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十六の項において同じ。）以上のものに限る。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十九条の三第一号の改正規定中「。」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定中「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第三章の二中第十九条の三を第十九条の八とし、同条の次に二条を加える改正規定中「二条」を「三条」に、「別表第一の二十八の項」を「別表第一の二十六の項」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、「第一条第一項各号」の下に「（行政機関の休日）」を加え、「環太平洋協定発効年度」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」に改め、同改正規定に次のように加える。

（法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率）

第十九条の十一　法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率は、環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた税率とする。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十九条の二第十四号の改正規定及び同条に一号を加える改正規定を削り、同令第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に六条を加える改正規定中「第三章の二中」及び「を第十九条とし、同条」を削り、「六条」を「五条」に改め、第十九条の二を削り、「この表及び第十九条の七第一号において」を削り、「と別表第一の三の項」を「及び別表第一の三の項」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に、「」の輸入数量と」を「」の輸入数量」に、「と環太平洋協定適用牛肉」を「及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に、

環太平洋協定適用牛肉	環太平洋協定適用牛肉の輸入数量とオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量との合計数量（次条において「合計輸入数量」という。）

を

環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉	環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用生鮮等牛肉及びオーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量の合計数量（次条において「合計輸入数量」という。）

に、「環太平洋協定適用牛肉に」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に」に改め、「第一条第一項各号」の下に「（行政機関の休日）」を加え、「環太平洋協定発効年度の」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の」に、「別表第一の二十七の項」を「別表第一の二十七の項及び第一の二十八の項」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二を第二十五条の三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二」を「第二十五条の三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二を第二十五条の三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二」を「第二十五条の三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三を第二十五条の四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三」を「第二十五条の四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四を第二十五条の五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三」を「第二十五条の五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五を第二十五条の六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四」を「第二十五条の六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六を第二十五条の七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五」を「第二十五条の七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七を第二十五条の八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六」を「第二十五条の八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八を第二十五条の九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七」を「第二十五条の九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九を第二十五条の十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八」を「第二十五条の十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の十を第二十五条の十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九」を「第二十五条の十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の十一を第二十五条の十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の十」を「第二十五条の十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の十二を第二十五条の十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の十一」を「第二十五条の十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の十三を第二十五条の十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の十二」を「第二十五条の十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の十四を第二十五条の十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の十三」を「第二十五条の十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の十五を第二十五条の十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の十四」を「第二十五条の十六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の十六を第二十五条の十七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の十五」を「第二十五条の十七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の十七を第二十五条の十八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の十六」を「第二十五条の十八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の十八を第二十五条の十九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の十七」を「第二十五条の十九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の十九を第二十五条の二十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の十八」を「第二十五条の二十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二十を第二十五条の二十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の十九」を「第二十五条の二十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二十一を第二十五条の二十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二十」を「第二十五条の二十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二十二を第二十五条の二十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二十一」を「第二十五条の二十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二十三を第二十五条の二十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二十二」を「第二十五条の二十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二十四を第二十五条の二十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二十三」を「第二十五条の二十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二十五を第二十五条の二十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二十四」を「第二十五条の二十六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二十六を第二十五条の二十七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二十五」を「第二十五条の二十七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二十七を第二十五条の二十八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二十六」を「第二十五条の二十八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二十八を第二十五条の二十九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二十七」を「第二十五条の二十九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の二十九を第二十五条の三十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二十八」を「第二十五条の三十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三十を第二十五条の三十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の二十九」を「第二十五条の三十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三十一を第二十五条の三十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三十」を「第二十五条の三十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三十二を第二十五条の三十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三十一」を「第二十五条の三十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三十三を第二十五条の三十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三十二」を「第二十五条の三十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三十四を第二十五条の三十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三十三」を「第二十五条の三十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三十五を第二十五条の三十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三十四」を「第二十五条の三十六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三十六を第二十五条の三十七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三十五」を「第二十五条の三十七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三十七を第二十五条の三十八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三十六」を「第二十五条の三十八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三十八を第二十五条の三十九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三十七」を「第二十五条の三十九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の三十九を第二十五条の四十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三十八」を「第二十五条の四十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四十を第二十五条の四十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の三十九」を「第二十五条の四十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四十一を第二十五条の四十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四十」を「第二十五条の四十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四十二を第二十五条の四十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四十一」を「第二十五条の四十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四十三を第二十五条の四十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四十二」を「第二十五条の四十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四十四を第二十五条の四十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四十三」を「第二十五条の四十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四十五を第二十五条の四十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四十四」を「第二十五条の四十六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四十六を第二十五条の四十七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四十五」を「第二十五条の四十七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四十七を第二十五条の四十八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四十六」を「第二十五条の四十八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四十八を第二十五条の四十九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四十七」を「第二十五条の四十九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の四十九を第二十五条の五十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四十八」を「第二十五条の五十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五十を第二十五条の五十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の四十九」を「第二十五条の五十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五十一を第二十五条の五十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五十」を「第二十五条の五十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五十二を第二十五条の五十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五十一」を「第二十五条の五十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五十三を第二十五条の五十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五十二」を「第二十五条の五十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五十四を第二十五条の五十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五十三」を「第二十五条の五十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五十五を第二十五条の五十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五十四」を「第二十五条の五十六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五十六を第二十五条の五十七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五十五」を「第二十五条の五十七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五十七を第二十五条の五十八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五十六」を「第二十五条の五十八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五十八を第二十五条の五十九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五十七」を「第二十五条の五十九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の五十九を第二十五条の六十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五十八」を「第二十五条の六十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六十を第二十五条の六十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の五十九」を「第二十五条の六十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六十一を第二十五条の六十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六十」を「第二十五条の六十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六十二を第二十五条の六十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六十一」を「第二十五条の六十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六十三を第二十五条の六十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六十二」を「第二十五条の六十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六十四を第二十五条の六十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六十三」を「第二十五条の六十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六十五を第二十五条の六十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六十四」を「第二十五条の六十六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六十六を第二十五条の六十七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六十五」を「第二十五条の六十七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六十七を第二十五条の六十八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六十六」を「第二十五条の六十八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六十八を第二十五条の六十九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六十七」を「第二十五条の六十九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の六十九を第二十五条の七十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六十八」を「第二十五条の七十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七十を第二十五条の七十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の六十九」を「第二十五条の七十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七十一を第二十五条の七十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七十」を「第二十五条の七十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七十二を第二十五条の七十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七十一」を「第二十五条の七十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七十三を第二十五条の七十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七十二」を「第二十五条の七十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七十四を第二十五条の七十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七十三」を「第二十五条の七十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七十五を第二十五条の七十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七十四」を「第二十五条の七十六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七十六を第二十五条の七十七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七十五」を「第二十五条の七十七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七十七を第二十五条の七十八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七十六」を「第二十五条の七十八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七十八を第二十五条の七十九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七十七」を「第二十五条の七十九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の七十九を第二十五条の八十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七十八」を「第二十五条の八十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八十を第二十五条の八十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の七十九」を「第二十五条の八十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八十一を第二十五条の八十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八十」を「第二十五条の八十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八十二を第二十五条の八十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八十一」を「第二十五条の八十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八十三を第二十五条の八十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八十二」を「第二十五条の八十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八十四を第二十五条の八十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八十三」を「第二十五条の八十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八十五を第二十五条の八十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八十四」を「第二十五条の八十六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八十六を第二十五条の八十七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八十五」を「第二十五条の八十七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八十七を第二十五条の八十八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八十六」を「第二十五条の八十八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八十八を第二十五条の八十九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八十七」を「第二十五条の八十九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の八十九を第二十五条の九十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八十八」を「第二十五条の九十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九十を第二十五条の九十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の八十九」を「第二十五条の九十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九十一を第二十五条の九十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九十」を「第二十五条の九十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九十二を第二十五条の九十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九十一」を「第二十五条の九十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九十三を第二十五条の九十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九十二」を「第二十五条の九十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九十四を第二十五条の九十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九十三」を「第二十五条の九十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九十五を第二十五条の九十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九十四」を「第二十五条の九十六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九十六を第二十五条の九十七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九十五」を「第二十五条の九十七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九十七を第二十五条の九十八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九十六」を「第二十五条の九十八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九十八を第二十五条の九十九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九十七」を「第二十五条の九十九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の九十九を第二十五条の百とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九十八」を「第二十五条の百」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百を第二十五条の百一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の九十九」を「第二十五条の百一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百一を第二十五条の百二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百」を「第二十五条の百二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百二を第二十五条の百三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百一」を「第二十五条の百三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百三を第二十五条の百四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百二」を「第二十五条の百四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百四を第二十五条の百五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百三」を「第二十五条の百五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百五を第二十五条の百六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百四」を「第二十五条の百六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百六を第二十五条の百七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百五」を「第二十五条の百七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百七を第二十五条の百八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百六」を「第二十五条の百八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百八を第二十五条の百九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百七」を「第二十五条の百九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百九を第二十五条の百十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百八」を「第二十五条の百十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百十を第二十五条の百十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百九」を「第二十五条の百十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百十一を第二十五条の百十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百十」を「第二十五条の百十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百十二を第二十五条の百十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百十一」を「第二十五条の百十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百十三を第二十五条の百十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百十二」を「第二十五条の百十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百十四を第二十五条の百十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百十三」を「第二十五条の百十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百十五を第二十五条の百十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百十四」を「第二十五条の百十六」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百十六を第二十五条の百十七とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百十五」を「第二十五条の百十七」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百十七を第二十五条の百十八とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百十六」を「第二十五条の百十八」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百十八を第二十五条の百十九とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百十七」を「第二十五条の百十九」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百十九を第二十五条の百二十とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百十八」を「第二十五条の百二十」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百二十を第二十五条の百二十一とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百十九」を「第二十五条の百二十一」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百二十一を第二十五条の百二十二とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百二十」を「第二十五条の百二十二」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百二十二を第二十五条の百二十三とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百二十一」を「第二十五条の百二十三」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百二十三を第二十五条の百二十四とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百二十二」を「第二十五条の百二十四」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百二十四を第二十五条の百二十五とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五条の百二十三」を「第二十五条の百二十五」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第五章の二中第二十五条の百二十五を第二十五条の百二十六とし、第二十五条の次に二条を加える改正規定中「第二十五